

新型コロナウイルス感染症に伴うフードバンク活動団体への助成金 募集要項

長野県将来世代応援県民会議

趣 旨	<p>新型コロナウイルスの影響により、食料や生活必需品を必要とする困難を抱える子どもや保護者を支援するため、民間団体が行う食料等の配布や配達等の支援活動（以下「緊急支援活動」という）に要する経費を支援します。</p> <p>※本助成は、テクノホーム長野株式会社様から長野県将来世代応援県民会議にいただいた寄付を活用させていただいて実施しています。</p>												
対象活動	<p>助成の対象となる活動は、フードバンク活動団体が行う食料等の配布や配達等の支援活動のうち、活動の範囲が全県的に及ぶものとする。</p> <p>ただし、以下の(1)から(8)までに該当する事業は、助成の対象外とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 営利を目的とする事業 (2) 宗教上の教義を広め、儀礼行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業 (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業 (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業 (5) 専ら趣味や娯楽を目的とする事業 (6) 公序良俗に反する事業 (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の行う事業 (8) 構成員（役員等を含む。）のうちに暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者が行う事業 												
対象経費	<table border="1" data-bbox="359 1254 1452 1523"> <thead> <tr> <th>費 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通費</td> <td>ガソリン代、高速料金</td> </tr> <tr> <td>配送料</td> <td>支援物資の宅配にかかる経費</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>食品、飲料、食事代等飲食の経費や消耗品以外の備品購入費は対象外</td> </tr> <tr> <td>光熱水費</td> <td>倉庫、冷蔵庫、冷凍庫にかかる経費</td> </tr> <tr> <td>使用料・賃借料</td> <td>倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、入出庫管理機器等にかかる経費</td> </tr> </tbody> </table> <p>※領収書またはレシート等の明細のあるものに限りします。 ※他の要綱に基づく補助金等によりその経費が交付されている場合は対象外となります。</p>	費 目	内 容	交通費	ガソリン代、高速料金	配送料	支援物資の宅配にかかる経費	消耗品費	食品、飲料、食事代等飲食の経費や消耗品以外の備品購入費は対象外	光熱水費	倉庫、冷蔵庫、冷凍庫にかかる経費	使用料・賃借料	倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、入出庫管理機器等にかかる経費
費 目	内 容												
交通費	ガソリン代、高速料金												
配送料	支援物資の宅配にかかる経費												
消耗品費	食品、飲料、食事代等飲食の経費や消耗品以外の備品購入費は対象外												
光熱水費	倉庫、冷蔵庫、冷凍庫にかかる経費												
使用料・賃借料	倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、入出庫管理機器等にかかる経費												
対象期間	令和3年4月1日から令和4年3月15日までにおこなう事業												
限 度 額	<p>1団体50万円以内</p> <p>※助成金は、実績報告提出後に精算払します。</p>												
申請方法	<p>助成金申請書（様式第1号）を記入し、本会まで郵送又はメールでご提出ください。助成金申請書は本会ホームページからダウンロードしてください。</p> <p>【締切】令和3年9月8日（水）</p> <p>※申請総額が予算額に達した時点で募集を締め切ります。</p>												

<p>手続の 流れ</p>	<pre> graph LR A[申請 8/25~ 9/8] --> B[交付決定] B --> C[事業実施 3/15まで] C --> D[実績報告・ 請求書提出 3/15まで] </pre>
<p>事業完了後 の手続き</p>	<p>助成事業完了後、令和4年3月15日（火）までに以下の書類を提出してください。</p> <p>(1) 実績報告書兼請求書（様式第2号）</p> <p>(2) 領収書等、事業の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し ※領収書は、日付、宛名、領収者、品目名の記載があるもの ※店舗の事情により領収書が発行できない等やむを得ない場合は、レシートも可とします。</p>
<p>交付の取消等</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の取消や、助成金の返還請求を行う場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金を交付の目的以外に使用したとき ・ 虚偽の申請又は不正の事実があるとき ・ その他、県民会議会長が助成を行うことが不適当と認めたとき
<p>問合せ 提出先</p>	<p>長野県将来世代応援県民会議 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 TEL・FAX : 026-235-8996 E-mail : youth@axel.ocn.ne.jp U R L : http://himawari-nagano.net</p>